

# 「不適正」と判定された浄化槽の 改善に向けた取り組み

一般財団法人福岡県浄化槽協会

栗田 光成

# 「効率化検査」の成り立ち

昭和47年3月施行  
「福岡県廃棄物の処理及び清掃  
に関する法律施行細則」

「検査依頼事務代行制度」  
「採水員制度」

定着

活用

昭和60年10月施行  
「浄化槽法」

11条検査  
受検率 低迷

## 新11条検査「福岡方式」の構築

平成9年10月 厚生省による承認 平成10年4月 運用開始

# 「福岡方式」の特徴

\* 50人槽以下の浄化槽

問題が認められた浄化槽を  
効率的に検査  
(全項目検査)

全項目検査  
(外観・水質・書類検査)

フォロー検査 スクリーニング検査

前年度「~~和~~COD基準値超過、残留塩素未検出」  
改善状況の確認

水質スクリーニング方式

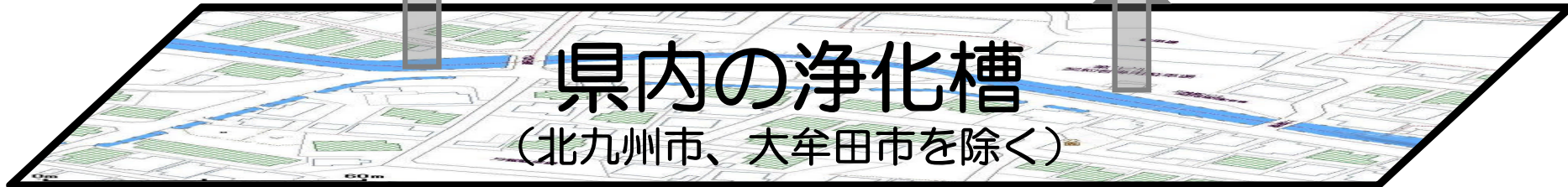
外観検査年  
(1回/5年)

水質検査年  
(4回/5年)

採水員による採水・運搬、残留塩素測定

県内の浄化槽

(北九州市、大牟田市を除く)



## 問題のある浄化槽を速やかに 改善するための取り組み

①フォロー検査による改善の確認

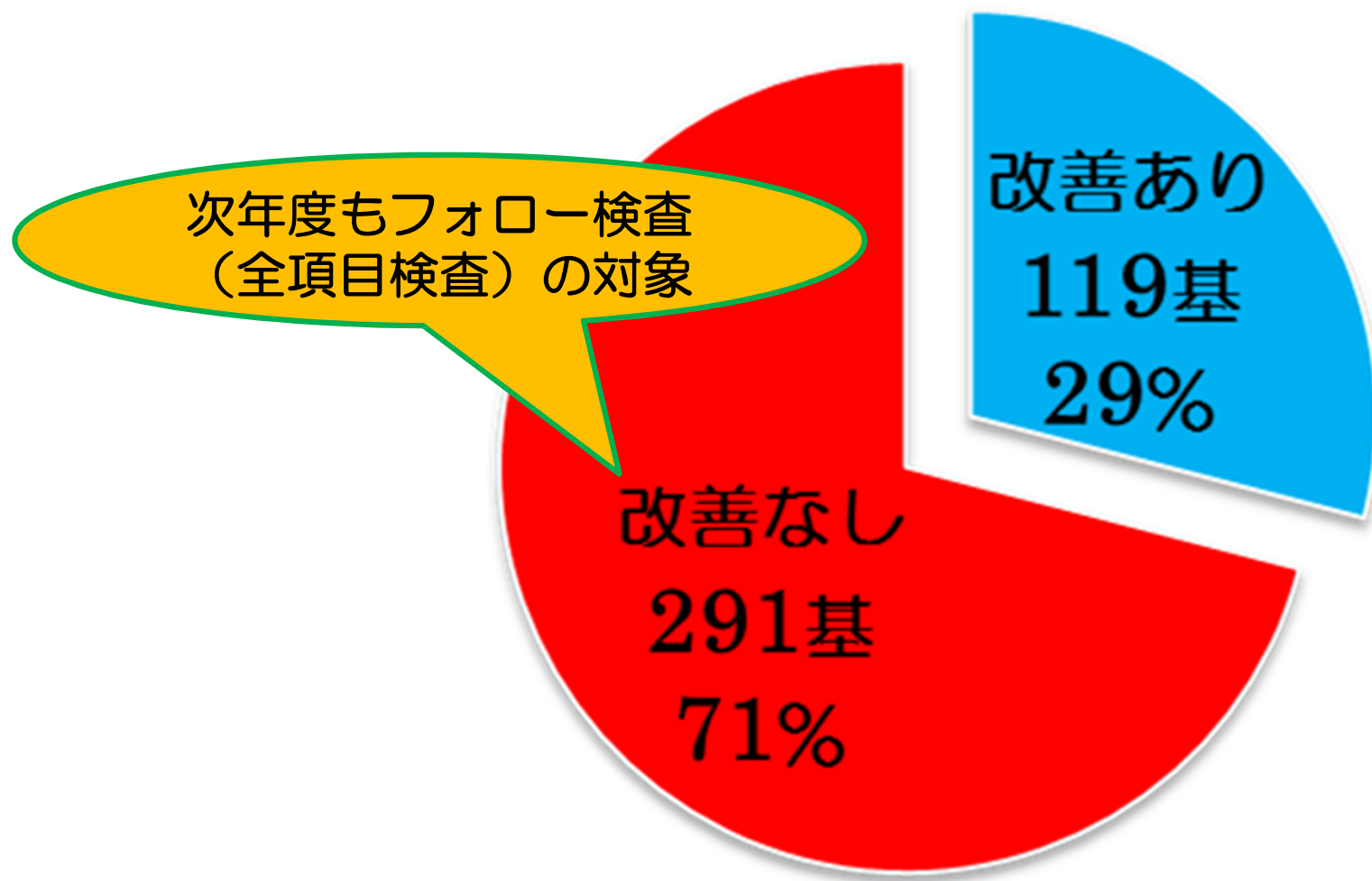
②水質悪化原因調査制度の導入

③維持管理事業者への技術的な情報提供

④行政への報告及び情報提供

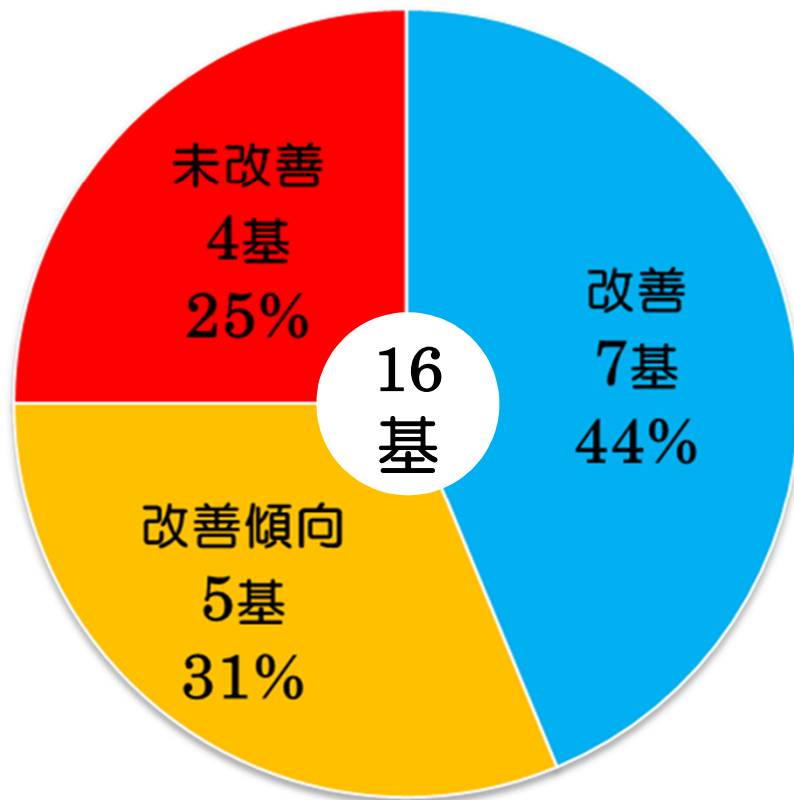
⑤適正管理の推進及び法定検査の受検啓発活動

①フォロー検査による改善の確認（平成27年度 410基）

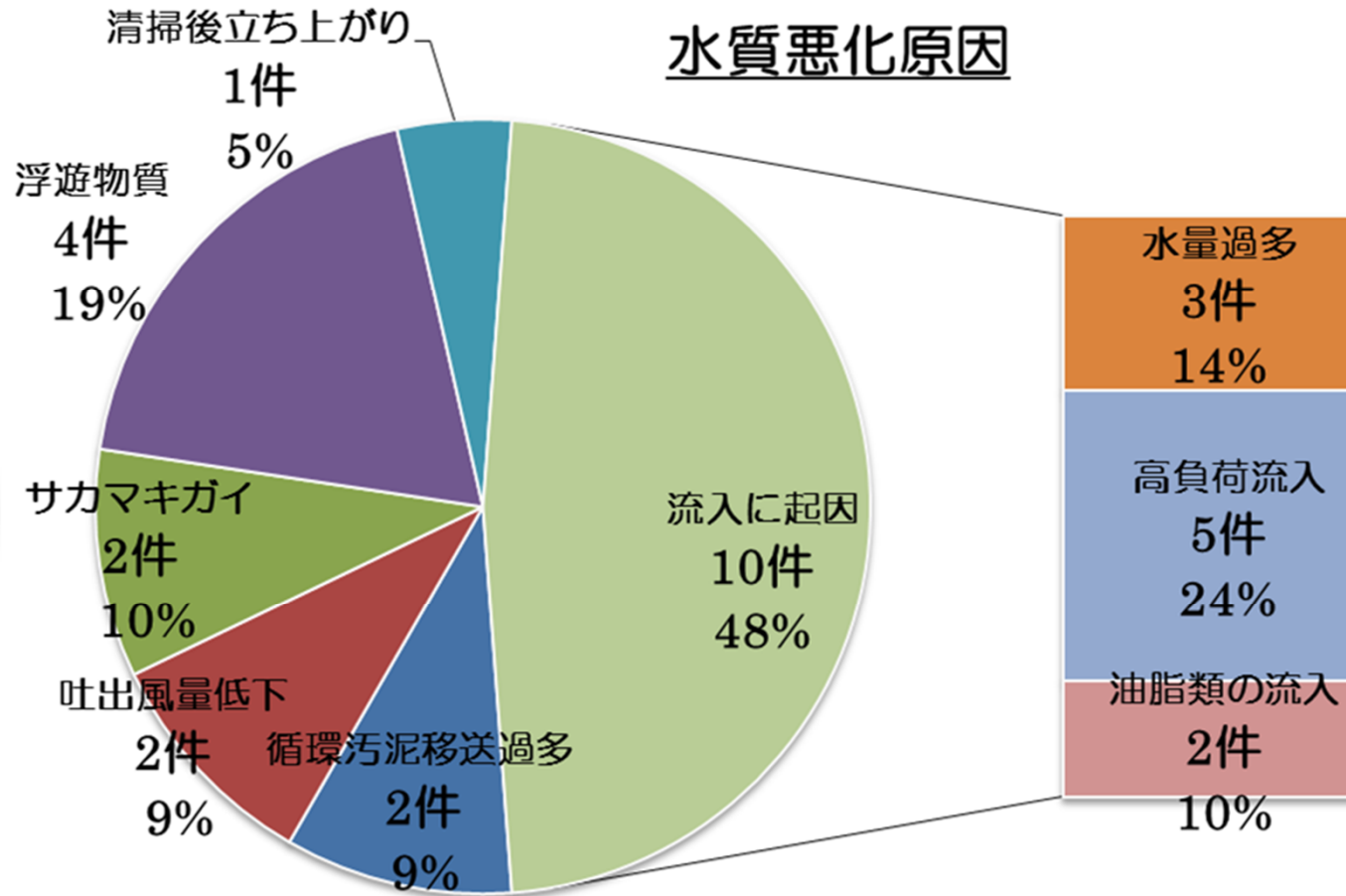


## ②水質悪化原因調査制度の導入

水質改善状況（平成27年度）



水質悪化原因



## ③維持管理事業者への技術的な情報提供

### 指定採水員指定講習会

- 行政情報の提供（県浄化槽担当者）
- 動画を活用した講習（採水方法や残留塩素の測定方法）
- 指摘事例の解説
- 水質改善事例報告

### 浄化槽技術研修会

- 各メーカーによる浄化槽、ブロワ、ポンプ等の維持管理研修



# ③維持管理事業者への技術的な情報提供



## コンビニエンスストアに設置された浄化槽

当協会では、処理機能が低下した浄化槽について、その原因を追究し調査を実施しています。

今回は、調査の結果、水質が改善した事例として「コンビニエンスストア改善事例」をご紹介します。

### << 調査の概要 >>

調査の概要は以下のとおりです。

#### (1) 調査対象浄化槽

コンビニエンスストアに設置された小型合併処理浄化槽「嫌気ろ過方式」の30人槽です。

#### (2) 流入状況の把握

対象浄化槽の流入状況について聞き取りを実施したところ、計画どおり、流入水量が著しく少ないことが把握できました。

#### (3) 調査

調査の概要は以下のとおりです。

	施した措置等	放流水
1	各単位装置での滞留時間が短い → 循環水量を流入水量の9.8倍から3.5倍に変更	BOD (mg/L) 透視度 全窒素 (mg/L)
	処理水槽の溶存酸素量が低下 → 好気性処理機能の向上を目的に、常時逆洗運転を実施	BOD (mg/L) 透視度 全窒素 (mg/L)

#### (4) 調査結果

過去2年間の法定検査の水質検査結果、及び調査中の処理水質（BOD、及び透視度）の推移を

## 指定採水員のための事例集

法定検査の指摘事例

浄化槽 Q&A

水質改善事例



美しい水環境の創造へ

一般財団法人 福岡県浄化槽協会

<http://www.fikvo.or.jp>

T 092-2412 福岡県福岡市大字区大 965-2  
TEL 092-947-1800 FAX 092-947-3636

### 01. 水平の状況

により、処理機能に影響を与えることが明らかであるため。

いが原因で、不均等な攪拌や短絡水流の形成、沈殿分離槽の污泥堆積の不均等な越流等が認められるなど、各単位装置の処理機能の低下が明らかで、清掃では対応できない状況です。このような場合、施工のやり直しが必要



### 04. 漏水の状況

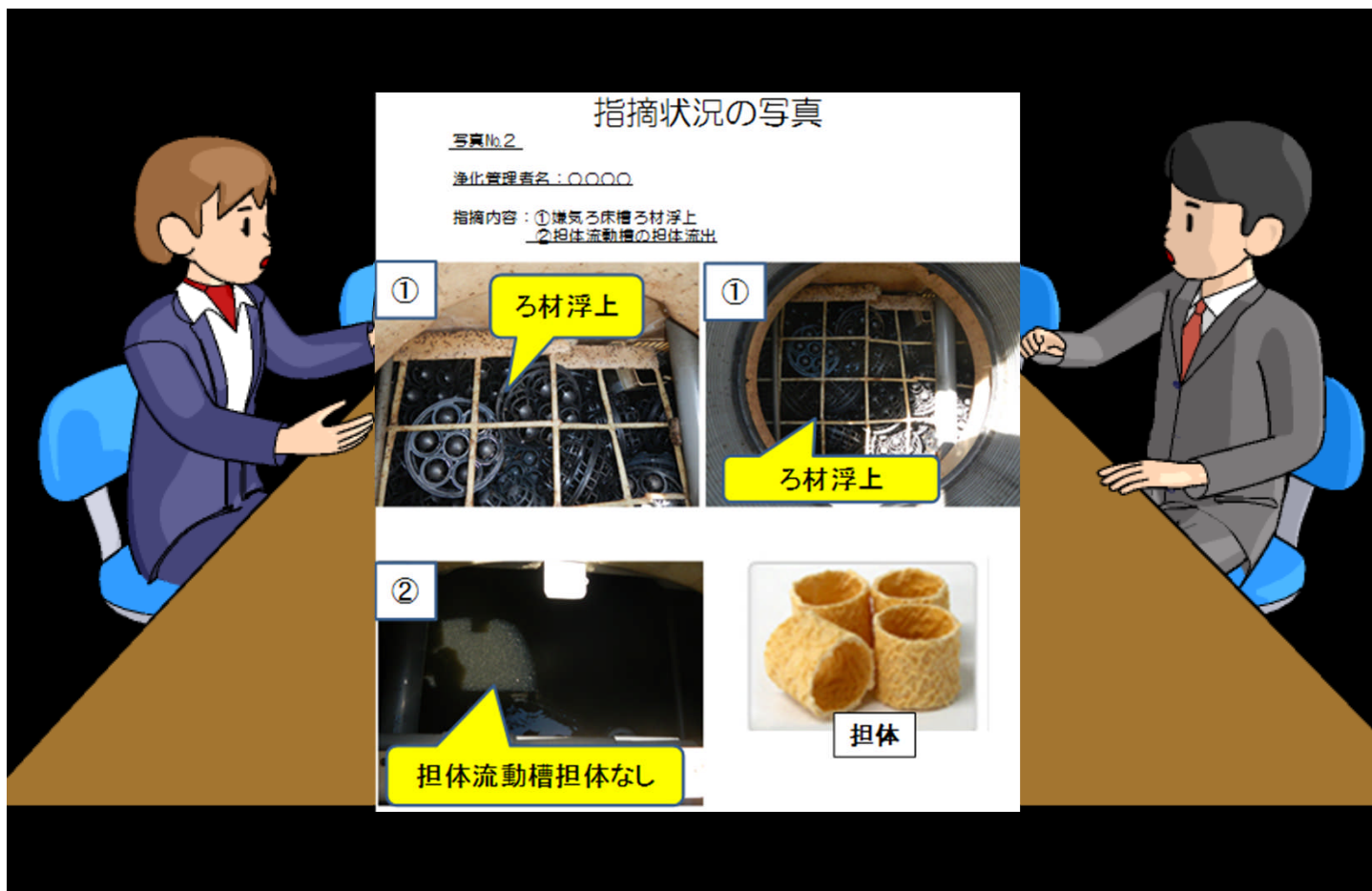
の水位が低下し、漏水を生じていることが明らかであるため。

気槽及び沈殿槽の水位が低下し、漏水している状況です。漏水している場合水の汚染等外部への影響が過大であり、処理機能への影響如何にかかわらと判断されます、早急な改善が必要です。





## ④行政への報告及び情報提供



## ④行政への報告及び情報提供

	判断に当たっての考え方
行政報告 レベルⅢ	生活環境・公衆衛生に著しい支障を及ぼす恐れがあり、問題（異常な状態）が認められ早期改善が必要な場合。
行政報告 レベルⅡ	明らかな法令違反であり、問題（異常な状態）が認められた場合。
行政報告 レベルⅠ	緊急度・重要度は高くないが、問題（異常な状況）が認められた場合。

## ⑤適正管理の推進及び法定検査の受検啓発活動

早期の維持管理を推進するために

保守点検予定の浄化槽情報

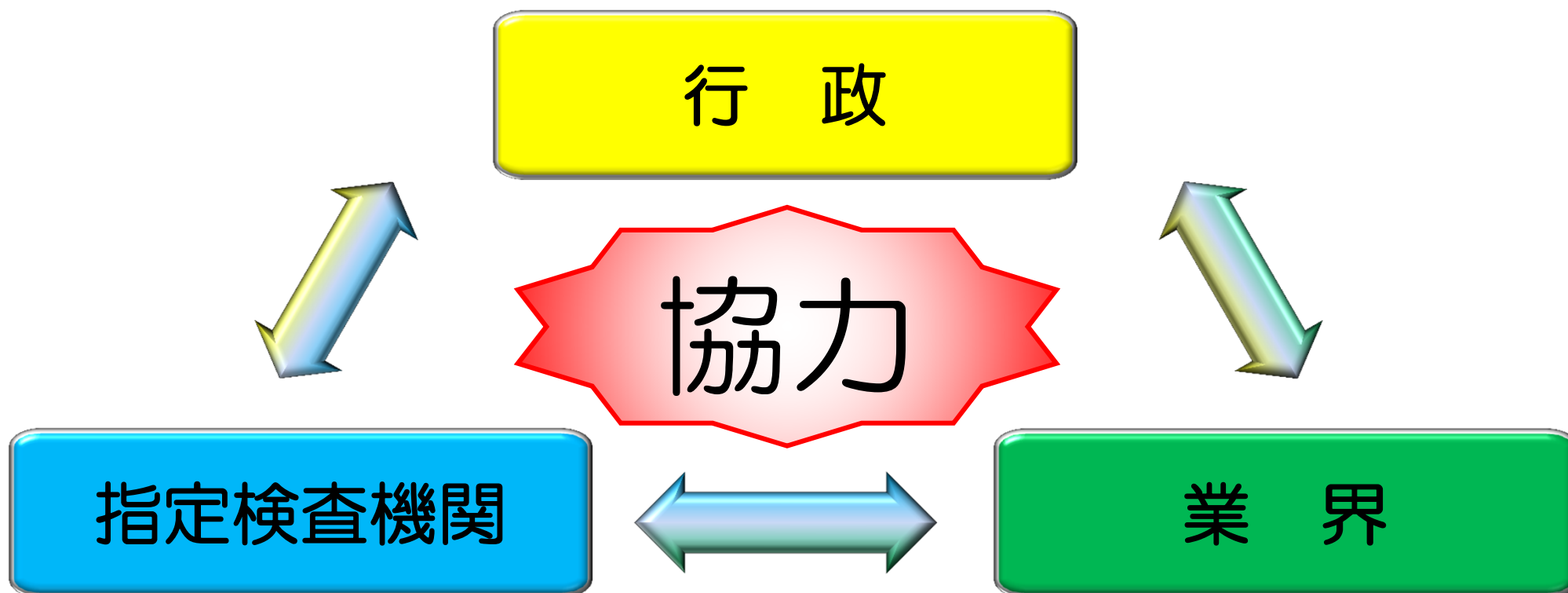
提供

浄化槽保守点検事業者

## ⑤適正管理の推進及び法定検査の受検啓発活動

「受検勧奨」

維持管理と法定検査のさらなる徹底



# 今後の課題

## 「基本検査（案）」の対応レベル0への対応

- ・モデル地区における維持管理事業者からの改善報告（ばっ気停止・汚泥流出・消毒剤なし）

## 検査実施前における維持管理状況の把握

- ・維持管理情報の収集：FAXから電子データへ
- ・将来的には浄化槽台帳ネットワークを活用

# 今後の課題

## 改善されにくい浄化槽への対応

- 改善されない根本的な原因を整理
- 行政、業界と協力して改善方法等を提案

## 放流水質が恒常的に悪化している浄化槽への対応

- 水質改善事例の提供 ⇒ 適正な浄化槽の増加
- 他の指定検査機関と共同で事例を収集、公表

# さいごに

BODの範囲 (mg/L)	基数	割合	
$x \leq 5$	25,967	29.9%	92.5%
$5 < x \leq 10$	25,931	29.9%	
$10 < x \leq 15$	13,001	15.0%	
$15 < x \leq 20$	7,766	8.9%	
$20 < x \leq 30$	7,652	8.8%	
$30 < x \leq 40$	3,084	3.6%	7.5%
$40 < x \leq 50$	1,605	1.8%	
$50 < x \leq 60$	718	0.8%	
$60 < x \leq 90$	724	0.8%	
$90 < x \leq 120$	209	0.2%	
$120 < x \leq 160$	70	0.1%	
$160 < x$	64	0.1%	
合計	86,791	100.0%	
平均値	12.5		

積極的な改善アプローチ

7.5%

処理性能がBOD20mg/L以下のもの（第11条検査）5～50人槽